

資料 1

沙流川流域委員会議事次第

日 時 平成 17 年 12 月 7 日(水曜日)

15: 30 ~

場 所 平取町中央公民館

議 事 次 第

- 1 開 会 事 務 局
- 2 挨 拶 北海道開発局室蘭開発建設部長
- 3 委員会 事 務 局
 - (1) 委員の紹介
 - (2) 沙流川流域委員会設置要領
 - (3) 委員長の選出
 - (4) 沙流川流域委員会運営要領
- 4 議 事 進行 委 員 長

沙流川水系河川整備計画の変更について 事 務 局
- 5 その他

平成17年12月7日

沙流川流域委員会委員一覧

名前	現在の役職
長南 史男（おさなみふみお）	北海道大学教授（農業経済学）
梶川 博（かじかわひろし）	ひだか漁業協同組合副組合長理事
川奈野 惣七（かわなのそうしち）	北海道ウタリ協会平取支部長
黒木 幹男（くろきみきお）	北海道大学大学院工学研究科助教授
郡司 啓（ぐんじけい）	門別町長
阪元 兵三（さかもとひょうぞう）	北海道林業協会顧問
辻井 達一（つじいたついち）	(財)北海道環境財団 理事長
藤間 聡（とうまさとし）	室蘭工業大学教授（河川工学）
中道 善光（なかみちよしてる）	平取町長
西尾 正（にしおただし）	日高町長
松原 俊幸（まつばらとしゆき）	沙流川サケ・マス文化研究会会長
眞山 紘（まやまひろし）	(社)北海道栽培漁業振興公社技術顧問
渡辺 研一（わたなべけんいち）	平取町商工会工業部会幹事

北開局河第32号

沙流川流域委員会設置要領を次のように定める。

平成12年7月24日

北海道開発局長 熊谷 勝弘

沙流川流域委員会設置要領

(設置)

第1条 河川法(昭和39年法律第167号)第16条の2第3項の規定に基づき、沙流川に係る河川整備計画の案を作成するに当たり、学識経験を有する者の意見を聴くため、北海道開発局に、「沙流川流域委員会」(以下「委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 委員会は、沙流川の整備の現状と将来像を考慮し、沙流川に係る河川整備計画の原案について北海道開発局長(以下「局長」という。)に意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者等のうちから、局長が委嘱する。

3 委員の任期は1年以内とし、再任を妨げない。

4 委員長は、委員間の互選により選出し、委員会を総括する。

5 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事等)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、原則として公開で行うものとし、公開の方法は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、室蘭開発建設部に置く。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関する必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則[平成12年7月24日北開局河第32号]

(施行期日)

この要領は、平成12年7月14日から施行する。

附 則[平成17年12月5日北開局河計第88-1号]

(施行期日)

この要領は、平成17年12月5日から施行する。

沙流川流域委員会運営要領(案)

本運営要領は、沙流川流域委員会設置要領(平成17年12月5日付北開局河計第14-1号、以下「設置要領」という。)に基づき、沙流川流域委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

1. 委員会の運営に関する事項

(1) 委員会の公開

- ・委員会については、原則として公開で審議する。

(2) 委員会の傍聴

- ・委員会は、傍聴することができる。
- ・円滑な審議を行うため傍聴者は、意見を述べることはできない。
- ・傍聴者の申し込みは、当日会場で受け付ける。ただし、会場に入りきれない場合は先着順とする。

(3) 委員会の記録

- ・事務局は、会議の議事内容について、その議事要旨および議事録を作成し、委員長および出席委員の確認を得る。

(4) 会議資料等の公開

- ・会議資料および議事要旨、議事録は公開とする。ただし、個人情報、貴重種情報等公開することが適当でない判断されるものについては、公開しないものとする。

2. 運営要領の見直し

- ・本運営要領は、必要が生じた場合は見直すことができる。

3. 施行期日

- ・本運営要領は、平成17年12月7日から施行する。

(河川整備計画)

第十六条の二 河川管理者は、河川整備基本方針に沿って計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかななければならない。

- 2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。
- 3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かななければならない。
- 4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより、関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かななければならない。
- 6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 7 第三項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。